

訪問看護ステーションあさひだい
利用料金表(介護保険でのご利用)

2024年6月～

【基本利用料(要介護認定を受けている場合)】

	1割	2割	3割
I 1 20分未満	314円	628円	942円
I 2 30分未満	471円	942円	1,413円
I 3 30分以上 60分未満	823円	1,646円	2,469円
I 4 60分以上 90分未満	1,128円	2,256円	3,384円
I 5 作業療法士等による訪問看護(20分)	293円	586円	879円
I 5×2 作業療法士等による訪問看護(40分)	586円	1172円	1758円
I 5.2 超×3 作業療法士等による訪問看護(60分)	792円	1584円	2376円

【基本利用料(要支援認定を受けている場合)】

	1割	2割	3割
I 1 20分未満	303円	606円	909円
I 2 30分未満	451円	902円	1,353円
I 3 30分以上 60分未満	794円	1,588円	2,382円
I 4 60分以上 90分未満	1,090円	2,180円	3,270円
I 5 作業療法士等による訪問看護(20分)	283円	566円	849円
I 5×2 作業療法士等による訪問看護(40分)	566円	1132円	1698円
I 5.2 超×3 作業療法士等による訪問看護(60分)	426円	852円	1278円

【加算利用料】

	1割	2割	3割
初回加算(Ⅰ)退院日の訪問	350円	750円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	300円	600円	900円
退院時共同指導加算 ※入院中若しくは入所中の者に対して在宅療養における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600円	1,200円	1,800円
サービス提供体制強化加算Ⅰ ※勤続7年以上の者が30%在職している場合	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅱ ※勤続3年以上の者が30%在職している場合	3円	6円	9円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算Ⅰ	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	250円	500円	750円
専門管理加算	250円	500円	750円
長時間訪問看護加算 ※特別な管理を必要とする者に対して90分を超える訪問看護を提供した場合	300円	600円	900円

複数名訪問看護加算Ⅰ	30分未満	254円	508円	762円
	30分以上	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算Ⅱ	30分未満	201円	402円	603円
	30分以上	317円	634円	951円
看護体制強化加算Ⅰ(要介護)		550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算Ⅱ(要介護)		200円	400円	600円
看護体制強化加算(要支援)		100円	200円	300円
口腔連携強化加算		50円	100円	150円
看護・介護連携強化加算		250円	500円	750円
遠隔死亡診断補助加算		150円	300円	450円
ターミナルケア加算 (要介護者のみ)		2,500円	5,000円	7,500円
早朝・夜間加算(午前6時～8時 午後6時～10時)		基本利用料の25%		
深夜加算(午後10時～午前6時)		基本利用料の50%		

【その他の利用料(保険外)】

超過時間サービス(90分を超えた場合)	1,000円/30分
保険適用外訪問(保険適用にならない自費訪問)	4,700円/30分
死後の処置料	16,500円
浴衣代	3,300円
交通費(事業実施区域外分)1km未満の場合	50円/km
キャンセル料	750円/回
吸引器レンタル料 1回につき	400円/回
LICトレーナ2レンタル料 1回につき	2,090円/回
お薬カレンダー	60円/枚
リハビリ用補助具(吹き戻し笛)	70円/本

特別管理加算Ⅰ

- ・ 在宅麻薬等注射指導管理
- ・ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理
- ・ 在宅強心剤持続投与指導管理
- ・ 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・ 気管カニューレを使用している状態
- ・ 留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ

- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・ 在宅血液透析指導管理を受けている状態
- ・ 在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅自己疼痛指導管理を受けている状態

- ・ 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を造設している状態
- ・ 真皮を越える褥瘡がある場合
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

看護体制強化加算 I

- ・ 緊急時訪問看護加算を算定した利用者が50%以上である
特別管理加算を算定した利用者が20%以上である
ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上である
これらの要件を満たしている場合算定いたします

理学療法士・作業療法士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合

- ・ 8単位/1回につき減算

ご利用者の負担割合は介護保険負担割合証に記載されております。
訪問開始時又介護保険負担割合証の更新時期に確認をいたしますので提出をお願いいたします。
当事業所は、介護保険での利用料金について、料金表に基づいて説明しました。

令和 年 月 日

茨城県石岡市旭台1丁目 17-26
訪問看護ステーションあさひだい
管理者 原田 直子

印

私は、介護保険での利用料金について、料金表に基づいて説明を受け同意いたしました。

同意日	令和 年 月 日
住 所	〒
利用者氏名	印

住 所	〒
家族の代表者 代理人氏名	印